

○岐阜大学高等研究院環境社会共生体研究センター高山試験地施設の使用に関する要項

(令和 6 年 4 月 1 日)

改正 令和 8 年 9 月 30 日岐大要項

(趣旨)

第 1 この要項は、岐阜大学高等研究院環境社会共生体研究センター（以下「センター」という。）高山試験地（以下「試験地」という。）施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第 2 試験地施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) センターに所属する大学教員及び研究員
- (2) 東海国立大学機構（以下「機構」という。）の職員（前号に掲げる者を除く。）及び岐阜大学・名古屋大学学生
- (3) 他の大学又は研究機関等の職員及び学生で、試験地施設において教育、研究等を行う者
- (4) その他センター長が適当と認める者

(施設の使用申請)

第 3 試験地施設の使用を希望する者（以下「使用申請者」という。）は、高山試験地施設使用申請書（様式第 1 号）を、原則として使用を開始する日の 7 日前までに提出し、センター長の許可を得なければならない。

2 学生が使用申請者として申請するときは、あらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

(保険)

第 4 学生及び労働者災害補償保険が適用されない者が試験地施設を使用する場合、使用までに「学生教育研究災害傷害保険」又はこれと同等以上の傷害保険に加入しなければならない。

(使用許可)

第 5 センター長は、第 3 の申請による施設の使用を適当と認めるときは、高山試験地施設使用許可証を交付するものとする。

(宿泊施設の使用に係る経費)

第 6 試験地の宿泊施設を使用するときは、使用者 1 人あたり 1 泊につき、第 2 第 1 号及び第 2 号に掲げる者にあつては 500 円、同第 3 号及び第 4 号に掲げる者にあつては 1,000 円の使用料を納付するものとする。ただし、センター長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の使用料は機構から旅費支給を受ける者については、機構内での予算振替等による。その他の使用者は前納とし、原則として既納の使用料は還付しない。

(使用許可の取消し等)

第7 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が別に定める試験地使用に関する注意事項等を遵守しないとき。
- (2) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (3) 試験地施設の使用申請に係る書類に虚偽の記載があったとき。

2 前項の措置により使用者に損害を及ぼす場合においても、本学はその責を負わないものとする。

(弁償)

第8 使用者は、その責に帰すべき事由により施設・設備に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(免責事項)

第9 試験地及び周辺調査地地内で発生した事故・災害等について、本学に故意又は重過失がある場合を除き、本学は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、試験地施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則(令和8年9月30日岐大要項)

この要項は、令和8年10月1日から実施する。

様式第1号(第3関係)

高山試験地施設使用申請書

[別紙参照]